

議題1. 東京オリパラのプレイブック等について

問1 最初の14日間、これらのオプションが利用できない場合、「東京2020に指定されたコンビニエンスストアやテイクアウトレストランで、公共交通機関を使わずに行ける食品を購入できます」とありますが、

- ①「オプションが利用できない場合」とはどういう場合を想定しているのか。
- ②「オプションが利用できない」ことを来日前に知ることができるのか。
- ③「東京2020に指定されたコンビニエンスストアやテイクアウトレストラン」とは具体的にどのような施設か、それぞれ何力所あるのか。
- ④コンビニやテイクアウトレストランで食事することを行動計画書に具体的に記載することは現実的に可能か。
- ⑤「GPSを補助ツールとして使用して、移動を確認」とあるが、スマホをホテル室内に置いて買い出しに出た場合は行動を把握できるのか。
- ⑥「公共交通機関を使わずに行ける」の「公共交通機関」とは何を指すのか。
- ⑦「公共交通機関を使わずに行ける」とは公共交通機関を使わなければ距離や手段は問わないのか。
- ⑧日本人との接触が十分にあり得ると考えるがどうか。

問2 最初の14日間、これらのオプションが利用できない場合、「COVID-19対策に準拠した方法でアクセスできるレストランの個室を使用する」とありますが、

- ①事前に行動計画書に具体的なレストラン名を記載することは現実的に可能なのか。
- ②「COVID-19対策に準拠した方法でアクセスできるレストランの個室」は、「COVID-19対策に準拠した方法でアクセス」できればよく、「レストランの個室」は「個室」でありさえすればよいのか。
- ③「レストランの個室」を利用する場合、公共交通機関を利用してもよいのか。
- ④「レストランの個室」は、宿泊先からの距離は問わないのか。
- ⑤「レストランの個室」には予約なしで行くことは可能か。
- ⑥日本人との接触が十分にあり得ると考えるがどうか。

(答)

- 海外からの入国者については、入国後は、行動範囲を宿泊施設や競技会場等に限定し、移動方法を原則専用車両に限定するなどの厳格な行動管理を実施し、国内にお住まいの方々と交わらないようにすることとされています。
- 入国者のルールを定めたプレイブックにおいては、ショッピングやレストラン、バーなどへ行くことは禁止されており、食事の場所は
 - ・ 大会会場におけるケータリング施設の利用を推奨した上で、
 - ・ 宿泊先内のレストラン
 - ・ 自室内でのルームサービスやデリバリーを利用することとされています。
ただし、これらの施設を利用できない場合には、例外的に、以下の条件が認められた場合に限り、レストランにおいて国内にお住まいの方々と交わらないようにすることを前提とした上で個室の利用が認められています。

- 具体的な条件としては、国内にお住まいの方々と交わらないよう、監督者の帯同等により、組織委員会において厳格な行動管理を行うこととされており、具体的な運用については、組織委員会において検討が行われているものと承知しており、それを踏まえ、個別の事案ごとに対応していくことになるものと承知しております。

問3 The Playbook – Olympic and Paralympic Family (英語) p36 のような最初の 14 日間でも外出可能な記載を削除すべきであると考えがどうか

(答)

- 入国後 14 日間は用務先が限定されております。(上記プレイブック P28 参照。)

(概要)

入国後 14 日間：スクリーニング検査、行動範囲は本邦活動計画書に限定、公共交通機関の利用禁止、専用の場所以外の飲食禁止（詳細は P36 参照）

First 14 days Additional rules apply on arrival and for the first 14 days of your time in Japan for: Screening testing: You' ll be tested more frequently

Where you can go, what you can do: Limited to your Activity Plan

Getting around: Don' t use public transport

Places to eat: Only eat in designated places. See page 36 for full details.

問4 熱中症か新型コロナウイルス感染か判断できない、体温が 37.5℃の人が救護室に来た場合、

○救護室に入れていいのか

○他のけが人がいた場合はどう対応するのか（部屋を分けるのか）

○症状が落ち着いた場合に公共交通機関で帰ってもらっていいのか

- ・など、対応要領（マニュアル）は作成されているのか。
- ・作成されていない場合には、作成すべきではないのか。

(答)

- 現在、組織委員会において策定中の「新型コロナウイルス対策競技会場向けガイドライン」（仮称）によると、発熱や体調不良等で観客が医務室に来た場合、医務室前で問診・検温等を行い、感染の疑いがあれば医務室には入らず、会場内隔離室で問診等が行われるものと承知しております。
- また、症状が落ち着いた場合を含め、感染が疑われない場合は、マスクを着用し、車内等での会話は控えることや、その交通機関で実施されている新型コロナウイルス感染症対策を遵守したうえで、公共交通機関で帰宅いただくものと承知しております。

問5 オリパラ事務局へ。もし無観客試合という判断をする場合、それは、五輪関係者も含めて無観客となりますか。それとも一般の観客は入れないが、五輪関係者、オリンピックファミリー、スポンサー企業関係者だけは会場で観戦できる可能性がありますか。

(答)

- 先日 21 日に開催された 5 者協議において、7 月 12 日以降、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発動された場合の観客の取扱いについては、無観客も含め当該措置が発動された時の措置内容を踏まえた対応を基本とするとの合意がなされたところです。

問6 オリパラ事務局へ。五輪関係者が、コンビニや個室レストランに行く際の手続きはどのようなものですか。「オプションが利用できない」ことの承認は誰が、どのような基準で行いますか。承認は食事や外出の事前に行いますか。事後に行いますか。承認無くコンビニや個室レストランに行けば罰則がありますか。

問7 オリパラ事務局へ。事前承認の手続きはプレイブックに書かれていませんが、事前承認が必要なら、プレイブックにそのことや罰則を明記しますか。もし明記しないなら、事前承認は不要と理解してよいですか。

(答)

- 具体的な運用については、組織委員会において検討が行われているものと承知しております。

問8 競技会場での飲酒禁止に関して、前回会議ではオリンピックファミリーへの文書発出はしていないとの回答だったが、飲酒禁止の徹底をどのように担保するのか、説明してください。

(答)

- 組織委員会の橋本会長が会見において、ラウンジ等も一緒に、会場でのアルコール飲料の提供は無いと表明したと承知しており、組織委員会において適切に対応されると考えております。

議題2. 東京オリパラ選手等に対する空港での検査等の状況、入国後の措置などについて

問1 ウガンダ選手団の関連で濃厚接触者に認定された方の人数、濃厚接触者としての認定までの間の行動制限、隔離の詳細を説明してください。

(答)

- ・ 6月19日 成田空港に到着したウガンダ選手団9名のうち1名が、空港検疫で新型コロナウイルスに感染していることが判明。
- ・ 6月22日 残る選手団8名全員及び現地から随伴していた泉佐野市職員1名が、濃厚接触者と特定。
- ・ 6月23日 選手団のうち1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明。
- ・ 6月24日 2人目の陽性者に係る濃厚接触者15名が特定。

(内訳) ①選手等 8名(現地から随伴してきた職員を含む)

②選手等と接触した市関係者等 7名

問2 ウガンダ選手団の関連で陽性が確認された方のウイルスの変異株が何型か、説明してください。

(答)

- 1人目については厚生労働省の分析によりデルタ株であることが明らかになっており、2人目については大阪府のスクリーニング検査により、デルタ株の疑いがある旨明らかになったと承知しています。

問3 厚労省、オリパラ事務局へ。今後、外国からのオリンピック選手や関係者が陽性になれば、すみやかに発表しますか。

(答)

- 組織委員会に確認したところ、対応ぶりは現在検討しているところであると承知しております。

問4 厚労省、オリパラ事務局へ。五輪選手や関係者の濃厚接触者は、空港で判定し、空港周辺などで隔離し、自治体の合宿地や選手村、五輪宿泊施設に入れないようにすべきではないですか。

(答)

- 今回のウガンダ選手団の件を踏まえ、どのような改善策があり得るのかについて、厚生労働省とともに検討を進めているところです。

問5 厚労省検疫担当者、オリパラ事務局に。外国の五輪選手や五輪関係者で、選手村や五輪宿泊施設に直接入る予定の方々は、空港で陽性と判定された場合でも、選手村や五輪宿泊施設に入りますか。どこで隔離されますか。

(答)

- 空港において、選手や大会関係者が陽性と判定された場合の対応については、今回のウガンダ選手団の件を踏まえ、現在、関係者間で調整が行われているところと承知しております。

問6 厚労省検疫担当者、オリパラ事務局に。空港で濃厚接触者あるいは、濃厚接触者の疑いと判定された外国の五輪選手や五輪関係者は、選手村や五輪宿泊施設に入りますか。どこで隔離されますか。

(答)

- 空港において、選手や大会関係者が濃厚接触者と判定された場合（濃厚接触者疑いの場合を含む）の対応については、今回のウガンダ選手団の件を踏まえ、現在、関係者間で調整が行われているところと承知しております。

問7 「選手や関係者が新型コロナウイルスに感染すると速やかに優先して入院治療させる」と組織委員会と東京都はIOCと締結しているとのことだが、選手関係者に1,000人感染者が出れば、1,000人の都民のベッドが不足し医療は逼迫するのではないか。

(答)

- アスリート等に陽性者が発生した場合、軽症・無症状者については、宿泊療養施設において健康管理や相談等を行い、治療等が必要な者については、関係自治体と調整の上で、大会指定病院等へ搬送する仕組みとなっていると承知しております。
- ご指摘の入院治療が必要なアスリート等が発生した場合については、地域医療に支障が生じないよう、組織委員会において、関係自治体と調整し、適切な対応が図られるものと承知しております。

議題3. 来日した報道関係者の感染防止対策・行動制限等について

- 来日した東京大会の関係者については、受入責任者による厳格な管理の下、国内在住者との接触を回避するために、空間的・時間的分離を徹底すること、用務先を宿泊施設や競技会場、練習会場等に限定し、それ以外の移動は禁止すること、専用車両で移動すること、等の厳しい防疫上の措置を講じております。

議題4. 東京オリパラ大会時の選手輸送バス運転手等のワクチン接種について

問1 東京オリンピック・パラリンピックの実施にあたって、開会前の選手団等受け入れや練習等への対応も含め、選手、関係者、スポンサー、メディア等のバス/タクシー/ハイヤー等の輸送に携わる①事業者及び②運転手の総数を、都道府県別にお示し下さい。また、そのうち、③すでに本契約を締結し、正式に発注をかけた事業者（運転手）の数を併せてお示し下さい。

(答)

- ①② バス等の輸送に関わる事業者は全国で約600社、乗務員は延べ8.1万人と聞いております。
- ③については現在も調整をしているところであり、契約状況については、組織委員会が業務委託している旅行会社と各事業者が結ぶ契約に関わる内容を含むため、お答えすることは困難と聞いております。

問2 組織委員会は、6月22日付で「TAバス乗務員向け新型コロナウイルスワクチン接種について」という連絡文書を発出していますが、①その連絡文書は上記1のうちの何事業者に送られたのか、②それによってワクチン接種の対象となる運転手は何人なのか、それぞれご報告下さい。

(答)

- ① 組織委員会からは約400社と聞いています。
- ② 今回の組織委員会からのワクチン接種の案内は、乗務員の方が少しでも安心して乗務していただけるよう、接種の機会を提供させていただくものです。接種は希望される方だけに行うものであり、決して接種を強制するものではありません。また、TAバス輸送を担当して頂く乗務員の必須要件ではないと聞いております。

問3 当該連絡文書は、TAバス輸送を担当する乗務員（運転手）のみが対象となっておりますが、上記1の総員のうち、今回、接種の対象となっていない乗務員（バス/タクシー/ハイヤー運転手）が何人いるのか、それらの乗務員（運転手）のワクチン接種計画はどうなっているのか、接種をいつ実施開始するのか、ワクチンの確保は出来ているのか等、ご説明下さい。

(答)

- 組織委員会が提供を受けたワクチンの接種対象者については、IOCとも協議のうえ、選手との接触頻度などを踏まえて、総合的に検討しながら、IOCや東京都の協力を得て、ワクチンの確保状況に応じて、対象者に案内をしていくと聞いております。

問4 当該連絡文書では、希望する被接種者の登録期限が24日の13時締め切りという、異常に短い期間であり、接種会場は東京都庁のみ、かつ都庁までの交通費は自己負担とされていました。①なぜこのような異常に短い期限設定だったのか、②なぜ接種会場が東京都庁のみで、かつ交通費自己負担なのか、③なぜ事業者/運転手の所在自治体での公費による接種としないのか、理由をご説明下さい。併せて、④24日13時の締め切りで、実際に何事業者から何人の登録があったのか、ご報告願います。

(答)

- ①③組織委員会によると、希望するドライバーの登録後、組織委員会が各ドライバーの希望日に接種できるように調整を行うため、接種希望の登録の期限を早期に設定したと聞いております。
- ② ワクチン接種は、選手のみならず、国民・都民の皆様への安全・安心にもつながることから、組織委員会が接種の機会を提供しているところです。また、大会への参加要件ではなく、接種しなくても大会運営には参加することが可能と伺っています。こうした中で、組織委員会において、接種を受ける場合は、交通費の負担等をお願いしていると伺っております。
- ④ 登録の申請状況については、どのような形でお示しできるか、組織委員会において検討していると伺っております。

問5 大会を安全に行うために、できるだけ早期にワクチン接種を実施し、選手等の本格的な輸送が始まるまでにすべてのバス/タクシー/ハイヤー運転士のワクチン接種を終えるべきだと考えますが、組織委員会としての認識/見解をご説明下さい。その上で、現状では、運行計画に基づく実際の乗務までに二回目のワクチン接種が間に合わない運転手が多数に上ると思われますが、そのことについてどのような問題意識をお持ちなのか、また今後、希望者に対するワクチン接種を迅速化する手段についてどのような具体案をお持ちなのか、ご説明下さい。

(答)

- ワクチン接種を前提としないでも安全な大会が運営できるよう車内の感染対策等を講じることに加え、アスリートを輸送するバスドライバーについては、東京での接種希望者の登録をお願いし、現在その希望者の接種に向けた調整を行っていることと承知しております。今後も、全国の自治体での接種、職域接種、今回案内をした都庁での接種など様々な機会をとらえ、バスドライバーにできる限りワクチン接種が行き渡るよう取り組んでいくと聞いております。

問6 現在、組織委員会において、バス等の運行計画を鋭意、作成中との説明を受けていますが、現時点で運行計画がどこまで確定しているのか、ご説明下さい。その上で、ワクチン接種計画について、選手や大会関係者等の輸送に関わるバス等の運行計画と管理（バス等の配置、運転士の働き方、リスク管理など）について、誰がどのように把握し、接種計画/運行計画を策定しているのか、ワクチン接種後の副反応や体調不良等による休暇取得等も想定した運行計画になっているのか、ご説明下さい。

(答)

- 組織委員会からは、運行計画の精査・変更は現在も行われており、進捗をご説明することは難しいと聞いております、また、ワクチン接種の有無に関わらず、ドライバーの体調不良が発生した場合に対応できるよう、ドライバーの担当ダイヤの組み換えや、交代用のドライバーを手配するなど、運転計画を作成すると聞いております。

問7 今回のウガンダ選手団の件を受けて、厚生労働省は、濃厚接触者となる疑いが濃い場合には、別立ての専用バスで移動を行うとしたが、それだけで接触/感染リスクを完全に回避できると考えているのか、ご説明下さい。

(答)

- 検討中の新たな方策とともに、感染症対策を徹底することで、感染防止を図ってまいります。

議題5. 専門家有志による「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う新型コロナウイルス感染拡大リスクに関する提言」について

問1 観客数の上限を1万人としているが、7月23日時点で東京にまん延防止等重点措置が継続されている場合は5千人となるのか、その際のチケットは再々抽選して枚数削減することになるのか、観客とチケットの取り扱いについて回答してください。

(答)

- 先日21日に開催された5者協議において、7月12日以降、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発動された場合の観客の取扱いについては、無観客も含め当該措置が発動された時の措置内容を踏まえた対応を基本とするとの合意がなされたところであり、また、感染状況・医療状況について急激な変化が生じた場合には、速やかに5者協議を開催し、対応を検討することとしておりますので、こうしたことを踏まえて適切に対応してまいります。

問2 招待しているIOCファミリーやスポンサーを含めると、観客数の上限を遥かに超えてしまうので、専門家の提言の趣旨に沿って人数を絞り込むべきです。海外からの大会関係者の削減など厳しく精査しているとのことでしたが、最終的に大会関係者数はどれくらいまで絞る見込みなのか、示してください。

(答)

- 大会関係者の来日者数については、大会に不可欠かつ運営上の役割を担う人々に限定すべく、必要性を精査した結果、オリンピックで4.1万人、パラリンピックで1.2万人とすることが組織委員会により発表されており、延期前の来日予定数(17.7万人)から3分の1以下に削減された結果となっていると承知しております。

問3 開催地の知事からの無観客開催の要望や条件提示などの求めに対して、どのように応えるのか、検討している内容について説明してください。

(答)

- 先日21日に開催された5者協議において、東京オリンピックの観客に関しては、政府のイベント開催制限を踏まえ、全ての競技会場において観客数の上限を「収容定員50%以内で1万人」とすることで合意しているところであり、政府のイベント開催制限の基準によれば、収容人数の50%まで入れることができる競技会場についても1万人を上限にするという、政府が定めたイベントの開催制限より厳しい措置になっていると理解しております。
- また、観客等に対する感染防止策として、安全・安心な状況を確保するため、観客を対象とするガイドラインを作成し、会場内でのマスクの常時着用、大声の禁止、アナウンス等による混雑回避、分散退場等を定めるとともに、行き帰りについて、直行直帰の要請、都道府県を跨る移動の際の注意点等を提示することや、観客以外の人流対策として、ライブサイト及びパブリックビューイングについては中止又は規模縮小の方向で検討を行うとともに、関連イベントの見直しを行い、コロナ禍での新たな安全・安心な応援方法などを提示することで合意したところです。
- 引き続き、安全・安心な環境を確保することを最優先に、東京都や組織委員会、関係自治体の皆様と緊密に連携しつつ、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。